

**松戸市都市公園整備活用推進委員会資料
(第13回)**

令和3年7月8日

松戸市街づくり部公園緑地課

目次

資料1 ワーキンググループの報告

資料2 答申(案)

資料3 答申(案)のポイント

ワーキンググループの報告

ワーキンググループの報告

【第1回】

- ・日 時：令和3年5月20日(木) 10:00~11:30
- ・場 所：zoomによるWEB会議
- ・出席者：田代委員長、赤羽副委員長、三島委員、幸田委員、平松委員
公園緑地課 布施課長、霜田補佐、竹内補佐、清水主任主事
21世紀の森と広場管理事務所 白石所長、大塚補佐、石井主事
市民自治課 土屋課長、岩月専門監、江川主査
- ・資 料：第1回ワーキンググループ資料、公園保育所のOPENに向けて、町会集会所設置に係る使用料について、町会集会所についての他自治体の取り組み状況、公園内への設置イメージ

○議事概要

1. 町会集会所等の都市公園内への設置に係る基準等について
資料に沿って事務局より説明があり、町会集会所等の都市公園内への設置に係る基準等のポイントについて審議を行った。

<部会で出された主な質問、意見>

- ・対象施設の所有者は。
→各施設を建てる事業者、団体である。
- ・市所有ではない建物が公園の一定面積を占有することになるが、市が徴収するのは占用料となるのか。
→町会集会所と児童館は公園施設となり、公園施設設置に係る使用料を徴収する。
社会福祉施設は占用物件となるため、占用料を徴収する。
- ・基準はどのように運用していくのか。
→公園内への建設に関する要望を受けた際に、庁内会議に諮ることや全庁的に意見照会することを考えている。庁内の意見を踏まえて可否を判断するような仕組みを検討している。
- ・公園管理者として必ず押さえておくべきポイントを整理し、基準においてもそのポイントを明確にしておいた方が良い。

頂いた意見を踏まえ、次回のワーキンググループにおいて答申案について審議することとなった。

【第2回】

- ・日 時：令和3年6月24日(木) 10:00~11:30
- ・場 所：zoomによるWEB会議
- ・出席者：田代委員長、赤羽副委員長、三島委員、幸田委員、安孫子委員、平松委員、佐藤委員、富永委員、青柳委員、榎本委員
公園緑地課 霜田補佐、竹内補佐、清水主任主事
21世紀の森と広場管理事務所 白石所長、大塚補佐、石井主事
市民自治課 岩月専門監、江川主査
- ・資 料：第2回ワーキンググループ資料

○議事概要

1. 町会集会所等の都市公園内への設置に係る基準等について
資料に沿って事務局より説明があり、答申案について審議を行った。

<部会で出された主な質問、意見>

- ・町会・自治会の定義は。
→松戸市町会・自治会集会所新築等補助金交付要綱において、地域住民で組織された地域住民の福利向上のために活動する団体、と定めている。
- ・答申の対象となる施設は将来的に拡大解釈されるおそれはないか
→町会集会所と児童館については、取り扱いに関する国からの通知を基にしており、その他の施設は想定していない。
町会集会所については、松戸市町会・自治会集会所新築等補助金交付要綱において対象を明確に定めているため、この定義から外れた団体が町会・自治会を騙って建築することはないと想定している。
社会福祉施設については、都市公園法の改正に伴うものであり、法令に対象が明記されていることから、拡大解釈の可能性はないと考えている。
- ・町会集会所や児童館は公園施設として公園利用者が広く一般に利用できるようにしなければならぬ旨の記載は、分かりやすくした方が良い。
→答申の対象とする施設の定義について明確にする。
- ・町会集会所の設置に係る使用料について、公園以外の場所に用地を確保して建築した町会・自治会との公平性を考慮すると、使用料は全額徴収すべきではないか。
→松戸市都市公園条例施行規則において、町会・自治会が地域住民の福利向上を目的として使用する場合は全額免除できる、という規定がある。一方で、公園施設として公園利用者が広く一般に利用できる施設となるため、施行規則をもって全額免除することは適切でないと考えており、一定程度の使用料を徴収したいと考えている。

- ・既に町会集会所を所有している町会・自治会との公平性について、どのように考えているか。
 - 町会集会所を建築したいという意向を持っている町会・自治会の中で、用地取得で苦労している団体が多いことは認識している。そのような状況の中で、公園内への町会集会所の設置に係る使用料を全額免除することは著しく公平性を欠くが、公園施設として建築されるものであることを重視すれば、そこまで公平性を欠くものではないと考えている。

- ・減免の検討は否定しないが、他の町会・自治会との公平性を踏まえて、使用料を全額徴収する方向でも検討していただきたい。
 - 現行の減免規定では集会所のようなある程度の面積を占有して恒常的に公園を使用することは想定されていないと思われる。本件のように新たな施設の設置に関わる内容の場合に減免の規定をどのように扱うか、再度精査する。
 - 今回対象となる施設はあくまでも町会・自治会の専用施設ではなく公園利用者のための施設となることを踏まえ、地域住民の福利向上につながるという点を重視していただきたいと考えている。

- ・単に使用料を減額するのではなく、使用料を徴収したうえで公園の清掃活動などに対して市から報償金を払う、といった形の方が、施設運営計画に対しての確実性や他の町会との公平性も担保されるのではないか。
 - 施設を設けることで公園の機能の増進が図られる、ということが他の公園利用者に理解してもらえないと制度の活用は難しいと考えている。町会・自治会に対しては、単に公園を使って建築するというだけでなく、公園利用者に還元するということを重視してもらいたいと考えている。

- ・建築確認の審査の過程で、計画変更を要するような指導を受ける可能性もある。他市の事例では、建築の審査をクリアしていることを申請条件としている事例があった。
- ・計画を進めていく段階で埋蔵文化財の存在が発覚し、計画が後戻りした事例を聞いたことがある。色々な想定を踏まえたうえで進めた方が良い。
 - 関係する課と連携しながら進めていきたい。

頂いた意見を踏まえて答申案を修正し、委員会の前に修正案を事前に確認することとなった。

答申(案)

(案)

令和3年7月8日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市都市公園整備活用推進委員会
委員長 田代 順 孝

答 申

松戸市都市公園整備活用推進委員会は、松戸市都市公園整備活用推進委員会条例第2条の規定に基づき令和3年3月29日付け松街公第162号をもって諮問を受けた事項について審議した結果、下記により答申いたします。

記

1 答申事項

都市公園における町会集会所等の設置に係る基準等を定めた要綱の策定に関すること

2 対象とする施設

都市公園における町会集会所等の設置に係る基準等を定めた要綱(以下、「本要綱」という。)の対象とする施設(以下、「対象施設」という。)は、諮問書において、公園施設として建設される町会集会所及び児童館、並びに公園内を占有する社会福祉施設とされている。対象施設の定義は、都市公園法等関係法令や国土交通省からの通知等により明らかにされており、それぞれ以下のとおりである。

町会集会所：地縁団体*が設置する会館施設

※地縁団体：町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(町会・自治会など)

児童館：児童福祉法第40条に規定する児童館

社会福祉施設：都市公園法施行令第12条第3項に規定する施設

なお、対象施設のうち町会集会所及び児童館については、公園施設として建設されるものであることから、特定の団体が排他独占的に占有する施設ではなく、広く一般的に利用できる施設でなければならない。

3 答申内容

本要綱の策定にあたっては、都市公園法や松戸市都市公園条例等関連法規において定める基準の他、特に以下の内容に留意した基準とすること。

(1)対象公園の面積

対象施設を設置することができる都市公園(以下、「対象公園」という。)の面積は、都市公園法や松戸市都市公園条例等関連法規において定める基準を超えない範囲で設置できる下限を設けること。対象公園面積の下限を算出するにあたっては、対象施設において必要となる面積を基準とし、その他の公園施設や将来の施設計画に影響を及ぼすことなく対象施設を設置できるよう留意すること。

なお、面積基準を上回る場合であっても、地形や施設配置状況等各公園の個別状況を踏まえて設置の可否を判断すること。

(案)

(2)対象公園の種別

対象施設の利用想定を踏まえ、現在の公園の利用状況や施設状況、公園種別による性質を基に、対象公園の種別を明確にすること。

(3)都市公園内に設置することの妥当性の審査

占用物件となる社会福祉施設については、国による都市公園行政又は技術に関する助言である「都市公園法運用指針」を踏まえ、都市公園以外に建築用地を確保できないことを条件とし、各社会福祉施設を所管する部署とも連携してその妥当性を審査すること。

町会集会所及び児童館については、公園施設であるものの施設の性質上施設利用者が限定され得ることから、社会福祉施設と同様に都市公園以外に建設用地を確保できないことを条件とし、町会集会所及び児童館を所管する部署とも連携してその妥当性を審査すること。

(4)施設運営計画の審査

町会集会所及び児童館は公園施設であり、公園利用者が広く一般的に利用できる施設でなければならないことから、公園利用者全般が利用可能な管理運営がなされるよう審査すること。また、都市公園法において規定する公園施設の設置許可条件に基づき、当該施設の設置が都市公園の機能の増進に資することを審査すること。

社会福祉施設については、「都市公園法運用指針」を踏まえ、当該施設の占用が都市公園の機能の増進が図られるものであることを審査すること。

(5)設置に係る使用料又は占用料

松戸市都市公園条例の規定に基づき徴収すること。

ただし、町会集会所については、設置者となる町会・自治会が地域住民の福利向上を目的として活動していることを鑑み、当該集会所を拠点とした地域活動により、地域住民の公園愛護心の育成や地域コミュニティ活動の推進、地域の美観の向上等が図られるように、当該集会所を拠点として日常的な公園管理作業が行われる場合にはその活動に対する報償金を交付することや、施設設置に係る使用料を減額すること等の方策を幅広く検討すること。

なお、本要綱を策定した後、対象施設の設置又は占用の可否を判断するにあたっては、各施設を所管する部署と緊密な連携を図り、都市公園内への各種施設の設置に関する他の要望等の有無、他の同種施設への影響等を十分考慮したうえで判断することを要望する。

以上

答申(案)のポイント

答申のポイント① 対象施設

○公園施設として設置できる児童館、町会集会所

- ・町会集会所：地縁団体の会館施設(町会・自治会が所有、管理し、地域住民の集会等に使用するための施設)
- ・児童館：児童福祉法第40条に規定する児童館

○都市公園内を占有できる社会福祉施設等

都市公園法施行令第12条第3項に規定する以下の施設

○児童福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・障害児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援を行う事業に限る）の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・小規模保育事業の用に供する施設
○身体障害者福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設 ・身体障害者福祉センター
○老人福祉法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人福祉センター
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業（自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護を行う事業に限る）の用に供する施設 ・地域活動支援センター
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律関係	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園
都市公園ごとに、前各号に掲げるものに準ずる社会福祉施設として、地方公共団体が条例で定めるもの等	

答申のポイント② 対象とする公園の面積基準

- ・都市公園法や松戸市都市公園条例等関連法規で定める基準※を超えない範囲で設置できる下限を設けること。
- ・他の公園利用の支障とならない範囲で施設を設置・占用させることが可能な面積を有する公園を対象とすること。
- ・公園内に高低差がある場合や植栽が多く、面積を占めている場合等、各公園の個別の状況により設置を許可すること
ことが適当ではないと判断した場合は対象外とすること。

※町会集会所、児童館の場合、都市公園条例の規定により、公園面積に対する建築面積の割合が2%以下
社会福祉施設の場合、都市公園法施行令の規定により、占用面積は広場面積の30%以下

答申のポイント③ 対象とする公園の種類

- ・対象施設の利用想定や現在の公園の利用状況、施設の状況、公園種別による性質を踏まえて、対象とする公園の種類を規定すること。

【公園種別の例】

街区公園：半径250mの範囲に1箇所の配置が標準

近隣公園：半径500mの範囲に1箇所の配置が標準（松戸中央公園ほか12公園）

地区公園：半径1kmの範囲に1箇所の配置が標準（金ヶ作公園）

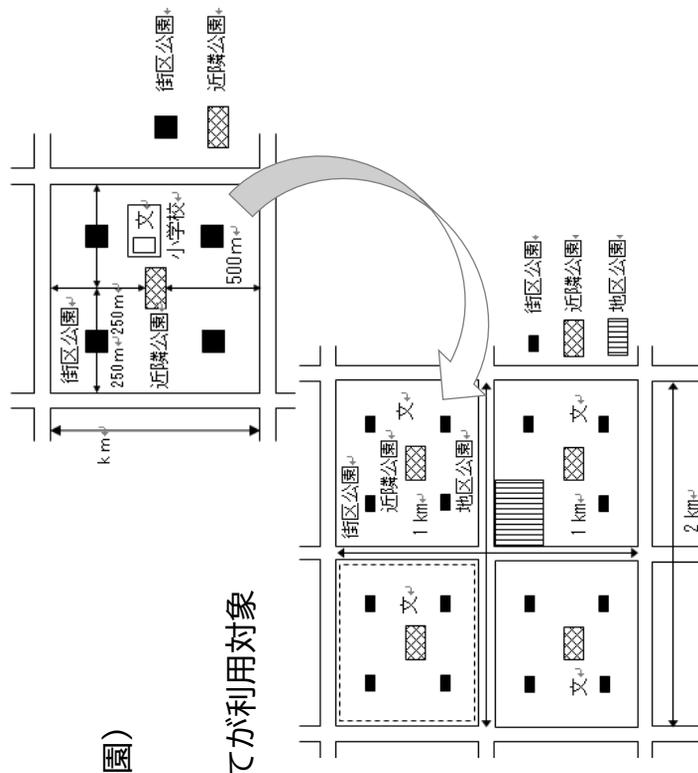
運動公園：都市住民全般の運動利用のための公園（松戸運動公園）

総合公園：都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等

総合公園：総合的な利用のための公園（21世紀の森と広場）

特殊公園：植物園、歴史公園等の特殊な公園、その目的に即して配置

（東松戸ゆいの花公園、戸定が丘歴史公園、大谷口歴史公園）



答申のポイント④ 都市公園内に設置する妥当性の審査

- ・ 社会福祉施設は、都市公園法運用指針において「公園以外に設置できる場所がある場合には占用を認めるときではない」とされている。
 - ・ 町会集会所、児童館は、施設の性質上利用者が限定され得る施設である。
- 
- ・ 都市公園以外に建設用地を確保できないことを条件とすること。
 - ・ 公園を所管する部署と各施設を所管する部署が連携して妥当性を審査すること。

答申のポイント⑤ 施設運営計画の審査

【町会集会所、児童館の場合（公園施設）】

- ・ 特定の団体が排他独占的に利用するような運営は認められず、公園利用者のための施設として広く一般に利用できるように運営されなければならない。
- 
- ・ 都市公園法で定める許可条件に基づき、公園の機能の増進に資する施設でなければならない。
 - ・ 公園利用者全般が利用できる施設であること、及び公園の機能増進に資する施設であることを審査すること。

【社会福祉施設の場合（占用施設）】

- ・ 都市公園法運用指針において、公園の機能の増進が図られるものでなければならない、とされている。
- 
- ・ 公園の機能増進に資する施設であることを審査すること。

答申のポイント⑥ 施設設置に係る使用料、占用料の設定

・公園の土地を使用して施設を建てるため、松戸市都市公園条例に基づき、土地代として使用料、占用料を徴収する。

【松戸市都市公園条例】（該当部分のみ抜粋）

- ・町会集会所、児童館 ⇒ 使用料：1㎡あたり1月200円
- ・社会福祉施設 ⇒ 占用料：その都度認定する額（行政財産使用料条例に準じて土地の価格の0.3%）

【町会集会所の場合】

町会・自治会の集会所設置が地域住民の福利向上を目的としていることを鑑み、集会所を拠点として除草、清掃、ごみ処理等の日常的な公園管理作業が行われる場合には、活動に対する報償金の交付や、施設設置に係る使用料を減額する等の方策を幅広く検討すること。

答申のポイント⑦ 要綱策定後の運用

・対象施設の設置、占用の可否を判断する際には、各施設を所管する部署と緊密に連携し、各種施設の設置に関する他の要望等の有無や、他の同種施設への影響等を十分考慮すること。